

第2回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会

議事概要

●日時：平成25年7月31日（水曜日） 10:00～12:00

●場所：滋賀県庁北新館5階 5D会議室

●内容：

- (1) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物施策の現状と方向性について
- (2) 湖辺市の取り組み状況の紹介（長浜市、守山市）
- (3) 琵琶湖周辺地域の屋外広告物物の概況について

●出席委員：

小島彩乃委員、西岡功一委員、八軒艶子委員、平林隆委員、藤本英子委員
（6名中5名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、各市の回答は▲、事務局の回答は◆

- (1) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物施策の現状と方向性について
→質問・意見なし

- (2) 湖辺市の取り組み状況の紹介（守山市、長浜市）

【守山市屋外広告物の規制基準について】

○可変表示広告物に対する規制は。消防署等の公共施設の可変表示も規制対象か。色彩の規制対象となる「地色」の取り扱いは。

▲可変表示は10㎡未満とする面積規制を行っている。民間の設置する広告物を第一に想定した規制であるが、これに違反する公共の物件はないと認識している。また、色彩に関して長浜市では高彩度部分の面積規定があるが、守山市ではそこまで踏み込むことができなかった。表示内容以外の部分が地色である。今後の課題と考えている。

○可変表示の基準にある「強い光」とは。

▲交通安全上危険なものを規制する目的で市の指導方針を示したものであり、数値基

準は設けていない。光の強さの印象は周囲の明るさによって変わり、輝度の正確な測定も困難であるため、抽象的な表現になっている。現在市の規制地域内に違反や既存不適格となる強い光はないと見ており、今後安全上問題があると見られる案件があれば指導する。

- 景観の向上という観点では、抽象的な表現は指導しやすく便利であるという面もある。一方で、数値基準があるとそれに適合していれば構わないということにもなる。
- 警察が最終的に法令で解決しようとする場合、基準と罰則規定がなければ取り締まれない。基準に基づく指導を経て初めて、告発・罰則適用となる。

【長浜市の屋外広告物について】

- 広告物の地色に黒および原色を使用しないこと、とはどういうことか。
- ◆「原則として地色は、黒および原色を使用しないこと」としているのは滋賀県屋外広告物条例施行規則であり、長浜市もこれを参考に「高彩度の色彩を複数使わないこと」と定めている。彩度が10以下であれば問題ない。

(3) 琵琶湖周辺地域の屋外広告物の概況について

- これからの検討・調査方針は。
- ◆本日提示した5つの土地利用類型をもとに、規制対象地域を区分する。色彩に関しては、その地域ごとに色相と彩度、全体に対する面積割合等を規制指標とすることを想定している。発光に関しては、新たな屋外広告物への対応を考慮し、同じく地域ごとに点滅・回転の有無や動画表示の可否を規制指標とすることを想定している。
- 看板事業者は数値化されていない抽象的な表現があると対応が難しい。数値や定義を明確に示し、ふれずに一律に規制してほしい。厳しい条例はより良い景観に寄与する一方、無許可・無届の看板を増やすことにつながることに留意してほしい。
- 海外では安全管理のため車の車検くらいの厳しさで看板の規制を行い、届出を出させている国もある。屋上看板を撤去した後の骨組の保安などを含め、安全性を担保した上での景観づくり、まちづくりが必要。